



第4部
障害福祉サービス

1 訪問系サービス

立ち後れている精神に障害のある人に対する訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。訪問系サービスとは、次の4つのサービスをいいます。

居宅介護 障害のある人が居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスとされており、支援費制度の居宅介護のうちの身体介護と家事援助を合わせたサービスです。

重度訪問介護 重度の肢体不自由のため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスであり、支援費制度の日常生活支援に移動介護が加わったものです。

行動援護 自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害のある人又は統合失調症等の重度の精神に障害のある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護をいいます。移動の場合も利用できます。

重度障害者等包括支援 常時介護を要する障害のある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、サービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。報酬は、サービスの種類等にかかわらず、一定額を支払うもので、各種サービスの単価設定や利用サービスの種類や量は自由に設定できます。この事業を行う事業者は、ケアマネジメント機能、24時間の連絡・対応体制、必要なサービスを十分提供できる体制といった要件を満たさなくてはなりません。

① 見込量

平成18年度の見込量は、平成18年度の7月までの実績に基づき見込み、それ以降の年度は、過去の実績や地域移行の数値を勘案して見込みました。なお、1か月の1人あたり利用時間は、26時間としました。

表4 - 1 訪問系サービスの見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利 用 者 数 (人)	168	189	213	310
利用延時間数 (時間 / 月)	4,368	4,914	5,538	8,060

② 見込量の確保策

平成18年10月現在、市内の訪問系サービス指定事業者は、居宅介護・重度訪問介護が28か所、重度障害者等包括支援が1か所であり、行動援護はありません。居宅介護・重度訪問介護については、今後も介護保険の訪問介護も視野に入れながら参入する事業者が見込めることから、見込量の確保は十分できると考えられます。また、行動援護については、その事業所の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

いわゆる共同作業所の利用者の法に基づくサービスへの移行等を推進するとともに、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービスおよび短期入所で提供されるサービス）の確保に努めます。

(1) 生活介護

生活介護とは、常時介護を要する障害程度が一定以上の障害のある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受ける事業です。このサービスは、施設入所者も利用できます。

① 見込量

生活介護の「利用者数」は、22～23頁の表2-8の「生活介護」欄の数値をそのまま用いました。また、「旧体系利用者数」は、12・13・14・17頁の表2-1の「旧体系サービス利用者」です。1か月当たりの利用延日数は22日として計算しました。なお、「利用者数」「旧体系利用者数」および1か月当たりの利用延日数の算定等については、自立訓練（機能訓練）自立訓練（生活訓練）就労移行支援、就労継続支援（A型）および就労継続支援（B型）も同じです。

表4-2 生活介護の見込量

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	利用者数（人）	91	130	142	493
	利用延日数（日/月）	2,002	2,860	3,124	10,846
旧体系利用者数（人）		315	289	289	-

② 見込量の確保策

施設入所者の生活介護については、当該入所施設が生活介護を提供すると考えられます。在宅の通所施設利用者や障害者デイサービスセンター利用者もそれぞれの施設が新体系へ移行するので、ほとんどの人が今までどおりのサービスを受けることができると考えられます。したがって、新たなサービス必要量は、表4 - 3の新規利用者分ということになります。見込量を確保するため、利用定員の拡大と新たな事業者の参入に努めます。

表4 - 3 生活介護利用者の内訳

単位：人

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
既存施設からの移行利用者	91	117	117	406
新規利用者	-	13	25	87
合 計（見込量）	91	130	142	493

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）とは、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人や、養護学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。自立訓練（機能訓練）は、利用期限が1年6か月と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされています。

① 見込量

平成18年度から平成20年度の「利用者数」は、富山型デイサービス利用者の見込みを掲げました。平成23年度には、身体障害者療護施設等が新体系に移行すると見込んでいます。

表4 - 4 自立訓練（機能訓練）の見込量

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	利用者数（人）	-	1	2	30
	利用延日数（日/月）	-	22	44	660
旧体系利用者数（人）		25	25	25	-

② 見込量の確保策

障害者自立支援法施行前に身体障害者療護施設等であった障害者支援施設において、自立訓練（機能訓練）の実施に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）とは、病院や施設を退院・退所した人や、養護学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害のある人・精神に障害のある人・身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。自立訓練（生活訓練）は、利用期限が2年間（長期間入院者等は3年間）と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされています。

① 見込量

入所施設からの地域生活移行者、精神科病院退院者、養護学校卒業者等が対象となる自立訓練（生活訓練）の見込量は、表4 - 5のとおりとします。

表4 - 5 自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	利用者数（人）	5	51	89	124
	利用延日数（日/月）	110	1,122	1,958	2,728
旧体系利用者数（人）		46	36	31	-

② 見込量の確保策

知的障害のある人については障害者自立支援法施行前の知的障害者更生施設等、精神に障害のある人については障害者自立支援法施行前の精神障害者授産施設等において、自立訓練(生活訓練)の実施を図るとともに、新たな事業者の参入に努めます。

(4) 就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。就労移行支援利用期間は、2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間）とされています。

① 見込量

本市の福祉施設の利用者、精神科病院退院者、養護学校卒業者等を勘案して、表4 - 6のとおりとしました。

表4 - 6 就労移行支援の見込量

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	利用者数（人）	2	32	39	125
	利用延日数（日/月）	44	704	858	2,750
旧体系利用者数（人）		69	42	38	-

② 見込量の確保策

障害者自立支援法施行前の授産施設等において就労移行支援事業の実施を図るとともに、新たな事業者の参入に努めます。

(5) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業で、一般雇用に近い形態のものをいい、障害者自立支援法施行前の福祉工場が該当します。

① 見込量

見込量は、障害者自立支援法施行前の精神障害者福祉工場利用者、精神科病院退院者、養護学校卒業者等を勘案して、表4 - 7のとおりとしました。

表4 - 7 就労継続支援（A型）の見込量

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	利用者数（人）	1	17	20	45
	利用延日数（日/月）	22	374	440	990
旧体系利用者数（人）		18	3	3	-

② 見込量の確保策

本市には、障害者自立支援法施行前の福祉工場として、精神に障害のある人を対象とする事業所が1か所（定員20人）あります。新たに、就労継続支援（A型）に取り組む事業者の参入の促進に努めます。

(6) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業で、従来の福祉的就労に近い形態のものをいいます。

① 見込量

見込量は、障害者自立支援法施行前の授産施設や共同作業所等利用者、精神科病院退院者、養護学校卒業生等を勘案して、表4-8のとおりとしました。

表4-8 就労継続支援（B型）の見込量

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
新体系	利用者数（人）	67	287	299	457
	利用延日数（日/月）	1,474	6,314	6,578	10,054
旧体系利用者数（人）		353	135	127	-

② 見込量の確保策

見込量は、障害者自立支援法施行前の授産施設や共同作業所等で就労継続支援（B型）に取り組む事業所により、かなり確保されると考えられますが、新たな実施事業者の参入の促進にも努めていきます。

(7) 療養介護

療養介護とは、医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の世話を病院で受ける事業です。このサービスの利用者は、重症心身障害児施設の成人の入所者、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者等です。

① 見込量

平成18年10月現在の利用者をもとに、見込量は次のとおりとしました。

表4-9 療養介護の見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用者数（人）	10	11	12	12

② 見込量の確保策

現在利用している医療機関等により対応できると考えられます。

(8) 児童デイサービス

児童デイサービスとは、障害のある児童が通所により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を受けるもので、支援費制度の児童デイサービスと同じです。

① 見込量

指定児童デイサービス施設は市内に4か所あり、その利用実績をもとにサービス量を見込みました。1か月当たりの利用延日数は、3日としました。

表4-10 児童デイサービスの見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用者数（人）	134	139	144	159
利用延日数（日/月）	402	417	432	477

② 見込量の確保策

現在の児童デイサービス提供事業者において、見込量の確保に努めます。

(9) 短期入所

短期入所は、支援費制度における障害等種別（身体障害、知的障害、精神障害、障害児）ごとであったサービス体系が一本化されました。

① 見込量

見込量は、平成18年4月から平成18年7月の利用実績を基に算出しました。利用延日数は、1人あたり1か月4日で計算しました。

表4-11 短期入所の見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用者数（人）	35	40	45	60
利用延日数（日/月）	140	160	180	240

② 見込量の確保策

施設入所支援提供施設の空きベッドや介護保険の短期入所サービス等により、見込量の確保に努めます。

3 居住系サービス

地域における居住の場としてのグループホームおよびケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所または病院への入院から地域生活への移行を進めます

(1) グループホーム・ケアホーム

グループホームおよびケアホームは、障害のある人が共同生活を行う住宅です。グループホームとケアホームの違いは、グループホーム利用者は介護を要しない人、ケアホーム利用者は介護を要する人となっていることです。グループホームおよびケアホームとも、平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

① 見込量

福祉施設からの移行者、精神科病院退院者、養護学校卒業生をはじめとした新たな入居者等を勘案して、表4-12のとおりとしました。

表4-12 グループホーム・ケアホームの見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
グループホーム利用者数(人)	60	87	120	212
ケアホーム利用者数(人)	33	59	93	212

② 見込量の確保策

平成23年度の見込量は、グループホーム、ケアホームとも212人分、計424人分です。表4-13のとおり、平成18年9月現在、本市からグループホーム等に入居しているのは112人、これらの市内施設等の定員数は198人です。したがって、入居者数で312人分、定員数で226人分のグループホーム・ケアホームの整備が必要となってきます。既存グループホーム・ケアホームの定員増、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、精神障害者入所授産施設等によるグループホーム・ケアホームの整備、民家・空き店舗等の活用等を促進し、見込量の確保に努めます。

表4-13 平成18年9月現在のグループホーム等の入居者数と市内施設等定員数

区 分	グループホーム	精神障害者福祉ホーム	精神障害者生活訓練施設	合 計
入 居 者 数(人)	81	27	4	112
市内施設等定員数(人)	138	40	20	198

(2) 施設入所支援

施設に入所する障害のある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。制度上、利用の期限の定めはありません。

① 見込量

平成18年度は新体系へ移行する事業所がありませんが、平成23年度までにはすべての事業所が新体系へ移行します。

表4 - 14 施設入所支援の見込量

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
施設入所支援利用者数(人)	-	36	36	405
旧体系利用者数(人)	537	486	461	-

② 見込量の確保策

平成18年3月末現在の施設入所支援に移行予定の施設入所者は537人、平成23年度に施設入所支援を受ける人は405人であり、132人の減少が見込まれています。市としては、速やかな新体系移行を促進していきます。

4 サービス利用計画の作成

サービス利用計画の作成とは、指定相談支援事業者が自らの意思で障害福祉サービスを利用することが困難な人に対し、必要とするサービスの利用計画を作成し、事業所間の調整およびモニタリングを行うことです。

① 見込量

自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害のある人など、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる人の数を勘案して、見込量を表4 - 15のとおりとしました。なお、平成18年度は準備期間として、見込量を掲げませんでした。

表4 - 15 サービス利用計画作成の見込量

単位：人

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用者数	-	10	10	10

② 見込量の確保策

平成18年10月現在、本市には指定相談支援事業者が8か所あり、見込量確保に努めます。

5 障害福祉サービスのまとめ

前記1～4に掲げた障害福祉サービスの見込量をまとめたのが、次表です。

表4-16 障害福祉サービスの見込量

区 分		単 位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
訪問系サービス		利用者数 (人)	168	189	213	310
		利用延時間数(時間/月)	4,368	4,914	5,538	8,060
日中活動系サービス	生活介護	利用者数 (人)	91	130	142	493
		利用延日数(日/月)	2,002	2,860	3,124	10,846
	自立訓練(機能訓練)	利用者数 (人)	-	1	2	30
		利用延日数(日/月)	-	22	44	660
	自立訓練(生活訓練)	利用者数 (人)	5	51	89	124
		利用延日数(日/月)	110	1,122	1,958	2,728
	就労移行支援	利用者数 (人)	2	32	39	125
		利用延日数(日/月)	44	704	858	2,750
	就労継続支援(A型)	利用者数 (人)	1	17	20	45
		利用延日数(日/月)	22	374	440	990
就労継続支援(B型)	利用者数 (人)	67	287	299	457	
	利用延日数(日/月)	1,474	6,314	6,578	10,054	
療養介護	利用者数 (人)	10	11	12	12	
	利用延日数(日/月)	402	417	432	477	
児童デイサービス	利用者数 (人)	134	139	144	159	
	利用延日数(日/月)	402	417	432	477	
短期入所	利用者数 (人)	35	40	45	60	
	利用延日数(日/月)	140	160	180	240	
居住系サービス	グループホーム	利用者数 (人)	60	87	120	212
	ケアホーム	利用者数 (人)	33	59	93	212
	施設入所支援	利用者数 (人)	-	36	36	405
サービス利用計画の作成		利用者数 (人)	-	10	10	10